

朝霞市告示第 153 号

朝霞第八小学校校舎西面外壁改修工事について、下記のとおりダイレクト型一般競争入札を行うので、朝霞市契約規則（昭和39年規則第11号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、朝霞市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

平成26年5月26日

朝霞市長 富岡 勝 則

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 朝霞第八小学校校舎西面外壁改修工事
- (2) 工 事 場 所 朝霞市栄町5丁目1番41号（朝霞第八小学校）
- (3) 工 事 期 間 契約締結日 から 平成26年9月30日（火）
- (4) 設 計 金 額 17,930,000円（税抜）
- (5) 工 事 概 要 校舎西面外壁の防水、塗装、外壁改修
- (6) 支 払 条 件 前金払 有 部分払 無
- (7) この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効として取扱う。
一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- (8) 入札手続の方法
本工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格申請書に「ダイレクト入札参加申請書. pdf」ファイルを添付し提出すること。

平成26年5月27日（火）午前9時から

平成26年6月23日（月）午後5時まで

（この提出受付期間の終了日時経過後に電子入札システムにより提出した確認申請書は、無効とする。）

3 入札執行の日時等

（1） 入札書提出期間

平成26年6月24日（火）午前8時30分から

平成26年6月25日（水）午後5時まで

（2） 開札日時

平成26年6月26日（木）午前10時

4 入札に参加できる者の形態

単体企業によるものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 公告の日から入札日までの期間において、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は埼玉県内の公共機関から入札参加停止の措置を受けていない者及び朝霞市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

（3） 平成25・26年度朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築工事業の業種で登載されている者であること。

- (4) 公告日の前日において、建設業法に基づく建設業（建築工事業）許可を受けている者で、同法に基づく経営事項審査を受け、かつ、その結果通知を受けている者であること。
- (5) 資格者名簿に登載された主たる営業所（本店）又はその他の営業所（支店等）を朝霞市内に置く者で、各々当該営業所に当市と契約締結権限を有する者を置いている者であること。
- (6) 平成25・26年度建設工事請負等入札参加資格審査申請時に、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の総合評定値（以下「経審総合評点」という。）が、「建築一式」で、1,000点未満の者であること。
- (7) 平成21年度以降に、建築一式工事の公共工事（国及び地方公共団体並びに公団の元請契約）において、500万円以上の施工完了実績を有する者であること。
- (8) 当該工事に対応する主任技術者等を、建設業法に従い施工現場に配置できる者であること。
- (9) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者であること。
- (10) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再審査した者は除く。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再審査した者は除く。

6 入札参加資格の有無の確認

朝霞市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

7 設計図書等

設計図書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち入札情報公開システムにより掲載する。

公開日 平成26年5月26日（月）

8 現場説明会

開催しない。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合には、電子入札システムにより質疑書を提出すること。

（1）提出期限

平成26年6月5日（木）午後5時まで

（2）質問に対する回答

平成26年6月9日（月）に電子入札システム上で掲示する。

10 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。）

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

(1) 落札者は、次のとおり契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債権

イ 銀行等（出資の受入れ、預かり金及び金利等及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と公共工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

13 契約の時期

工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約に該当する場合、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じて、朝霞市は一切の責任を負わない。

14 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 添付書類

電子入札システムによる入札書提出の際に、入札金額見積内訳書を添付すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 初度入札の開札の結果、再度入札となった場合の入札書提出予定期間及び開札予定日は次のとおりとする。ただし、正式な期間及び日時は、初度入札終了後、電子入札システムにより通知する。

(ア)再度入札書提出予定期間

初度入札終了後から平成26年6月26日（木）午後4時まで

(イ)再度入札開札予定日

平成26年6月26日（木）（開札時間はシステムにより通知します）

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札参加申請後であっても入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

イ 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 虚偽の競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

カ その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 落札者の決定

(1) 開札において、予定価格以下で、最低制限価格以上の有効な最低価格をもって入札した者を落札候補者（以下「落札候補者」という。）とする。

(2) 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する。落札候補者となった者に対しては、ファクシミリ及び電話によりその旨を連絡する。

(3) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

16 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認手続

落札候補者は、入札参加資格確認のため、下記に示す書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 提出書類

落札候補者が提出しなければならない書類は、システム内の入札情報公開システムに掲示する。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 最新の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(3) 入札参加資格確認書類の提出方法等

ア 提出先

朝霞市役所入札契約課へ持参すること

イ 提出期限

落札候補者として決定された日の翌日（休日等を除く）

- ウ 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く）に連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等においては、この限りでない。

- エ 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の連絡を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く）に、その理由について書面で問合せをすることができる。

- オ 落札候補者が提出期限内に、入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

17 労働環境把握のための調査

本工事は、労働者の労働環境把握のための調査対象外となります。

18 その他

- (1) 朝霞市建設工事等電子入札運用基準に基づいて入札に参加すること。
- (2) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (3) 入札参加者は入札後、この公告、契約規則、朝霞市工事執行規則、朝霞市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱、朝霞市競争入札心得書、設計図書等、現場について不明を理由として異議を申立てることはできない。
- (4) 過去1年間に、贈賄などの不正行為により逮捕等され又は本市内で工事故等を起こし、かつ、市に通報していない場合は、入札日の2日前までに申し出ること。

19 問い合わせ

朝霞市役所入札契約課入札契約係

埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

TEL 048-463-2488（直通）